

休日の振替えと代休との違い

休日の振替

法定または所定の休日をあらかじめ勤務日に振り替え、所定の勤務日を法定または所定の休日に振り替えること。

休日に振り替える勤務日は、休日勤務日より前の勤務日、後の勤務日のいずれでも可能。

振り替えられた勤務日に所定勤務時間を超える就労（深夜以外）が行われた場合は、その超えた時間につき 25%以上が割増された時間外勤務手当が発生する。

法定休日勤務の場合は上記の 25%を 35%と読み替える。

例) 所定労働時間が 8 時間、1 時間当たりの賃金の単価が 1,000 円の従業員に、日曜日の休日（法定休日）に勤務を命じ、翌日の月曜日（所定勤務日）に休日を振り替える場合

- (1). 日曜日に月曜日の所定勤務時間どおりに就労したならば、賃金・手当の変動はない。
- (2). 日曜日に月曜日の所定勤務時間を 1 時間超えて就労（深夜以外）したならば、1,350 円以上の時間外勤務手当が発生する。

	始業		終業	時間外勤務手当
日曜日	所定勤務時間		いわゆる残業	
月曜日	所定勤務時間（振り替えにより休日）			

代 休

休日勤務が行われた場合に、その代償措置として、後の勤務日の就労を免除すること。

所定休日勤務が所定勤務時間以内の就労であった場合は 25%以上の割増賃金が発生し、休日勤務が所定勤務時間を超える就労（深夜以外）であった場合は、その超えた時間につき 25%以上が割増された時間外勤務手当が発生する。

法定休日勤務の場合は上記の 25%を 35%と読み替える。

例) 所定労働時間が 8 時間、1 時間当たりの賃金の単価が 1,000 円の従業員が、日曜日の休日（法定休日）に勤務を行い、翌日の月曜日（所定勤務日）に代休を申請した場合

- (1). 日曜日に月曜日の所定勤務時間どおりに就労したならば、結果的には『350 円以上 × 所定勤務時間』の割増賃金が発生する。
- (2). 日曜日に月曜日の所定勤務時間を 1 時間超えて就労（深夜以外）したならば、(1)の割増賃金に加えて 1,350 円以上の割増賃金が発生する。

	始業	休日勤務手当(1)	終業	休日勤務手当(2)
日曜日	いわゆる休日出勤		いわゆる休日出勤	
月曜日	所定勤務時間（振り替えにより休日）			

代休取得により休日勤務手当(1)から所定勤務時間分の賃金を差し引く（つまり、1.35 - 1.00 が支払われる）